

# あかの民商ニュース

阿賀野民主商工会  
阿賀野市南安野町一・三八  
☎〇二五〇・六二・七一五八

NO 1908

商売くらしに役立つ!  
全国  
商工新聞  
月/500円

## インボイス開始後「領収書」どうなる

インボイス登録業者は10月1日以降の取引から「領収書」の記載事項も変更となります。

インボイスとして発行する

「領収書」は、従来の領収書

に加えて、①「適用税率」②

「税率ごとに区分した消費税

等」③「登録番号」の記載が

必要になります。(適格簡易請求書であれば「適用

税率又は税率ごとに区分した消費税等」「登録番号」)

インボイス制度は事務負担が増えて「しんきやけ

る」こと間違いなしです。



## インボイス登録通知書が届かない場合

8月又は9月に「適格請求書発行事業者の登録申請書」を送付し、10月1日以降の請求書作成時に登録番号が届いていない場合どうしよば。

- 事前にインボイスの交付が遅れる旨を先方に伝え、通知後にインボイスを交付する。

- 通知を受けるまでは登録番号のない請求書を交付し、通知後に改めてインボイスを交付し直す

- 通知後にすでに交付した請求書等との関連性を明らかにした上で、インボイスに不足する登録番号を書類やメール等でお知らせする

## なくそテ原発柏崎大集会

9月24日、柏崎で「なくそテ原発柏崎大集会」が開催され、1000名を超える参加者が集まりました。(阿賀野市から15名参加)

集会後のデモ行進では、阿賀野は先頭を隊と一緒にシュプレヒコールの声をあげてきました。



## 免税事業者からの仕入れに係る「経過措置」

インボイス制度実施後は、免税事業者等、適格請求書発行事業者以外から課税仕入れに係る消費税額を控除することができなくなるのではという心配の声もあります。

インボイス制度開始後に一定期間は、適格請求書発行事業者以外(インボイスなし)の者からの課税仕入れであっても、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額とみなして控除できる経過措置が設けられています。

- 一定期間は下記の通りです。

| 期間                      | 割合          |
|-------------------------|-------------|
| 令和5年10月1日から令和8年9月30日まで  | 仕入税額相当額の80% |
| 令和8年10月1日から令和11年9月30日まで | 仕入税額相当額の50% |

## 適格請求書記載等相談会

10月1日から実施の「適格請求書」ですが、「インボイス番号が届いたけど、どうすればよいのか」「請求書は変更していない」「取引先から新様式の請求書をダウンロードして請求を」等の相談がありました。ということで、相談会(短時間ですが)を行います。ニュース裏面の通りとなります。

## 健康保険証の存続を意見書提出

9月議会に全国日本年金者組合新潟県本部は「健康保険証の存続を求める意見書」を提出しました。

要望事項

- 健康保険証を存続させること

9月12日に社会厚生常任委員会賛成4(天野・岡部・清野・宮脇)・反対5(荒沢・遠藤・遠藤・加藤・百都)で不採択となりました。

健康保険の存続を求める声は世論調査でも「方針を撤回すべき」「廃止期限を延期すべき」あわせて70%です。市の社会厚生常任委員会での不採択は「方針通り進めるべき」という世論の声ではなく政府の声を反映したものです。

